

改正自殺対策法が成立 自治体の計画づくり義務付け

改正自殺対策基本法が3月22日、衆議院本会議で全会一致で可決、成立した。施行は2016年4月1日。自殺対策を「生きることの包括的な支援」と新たに位置付けたうえで、地方自治体に自殺を防ぐための計画策定を義務付けた。

改正は議員立法で策定された2006年以来、初めて。成立から10年を機に、全国の60団体以上で構成する自殺対策全国民間ネットワークなどが、超党派の「自殺対策を推進する議員の会」（尾辻秀久会長）に法改正を求め、おおむねこれに沿った内容で改正された。

改正法は、法の目的に「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を目指すことが重要な課題だと明記。基本理念を定めた条項には、「生きることの包括的な支援」として、自殺要因の解消に向けた環境整備の充実を盛り込んだ。そのうえで、保健、医療、福祉、教育など関連施策との有機的な連携を求めた。

また、これまで国だけに義務付けられていた自殺対策の計画策定を、都道府県や市町村にも義務付けた。自殺者の年代や職業などの分析を強化し、より地域の実態に合った対策を促す。

さらに、行政だけでなく、医療機関や事業主、学校、自殺対策を行う民間団体など関係者の連携と協力も明記。エビデンスに基づいたPDCAサイクルで対策を進めたいという。自殺対策を行う人材の確保や、学校や職場での啓発推進なども定められた。

自殺対策をめぐるのは、2016年4月から所管が内閣府から厚生労働省へ移る。厚労省内に自殺対策推進室が新設され、省庁横断的な体制として、事務次官を本部長とする「自殺対策推進本部」（仮称）もできる。

今後、厚労省は白書の取りまとめや、2017年8月に改定される自殺総合対策大綱の見直しにも取り組む。これまで補正予算で組まれてきた予算も、2016年度からは厚労省の当初予算として前年度と同額の25億円を計上。恒久財源化されたことで、市町村が中長期的な視点で取り組めるようになるという。

年間の自殺者は1998年以降、14年連続で3万人を超えていた。2015年は2万4,025人に減ったものの関係者からは、年間の自殺者1万人台を目指し、さらに自殺対策の基盤強化を求める声がある。

（福祉新聞・第2756号 2016年3月28日）

お知らせ

第16回兵庫医科大学呼吸リハビリテーションセミナー

「より臨床に生きるセミナー」を目的に、呼吸器系の基礎から呼吸理学療法の実践までを講義と実技にて行います。
日時：2016年9月17日（土）～19日（月）
会場：兵庫医科大学（兵庫県西宮市武庫川町1-1）
テーマ：急性期における呼吸器疾患への対応
主催：兵庫医科大学病院リハビリテーション部
共催：NPO法人リハビリテーション医療推進機構 CRASEED

対象：呼吸リハビリテーションに携わる医療従事者全般
募集定員：80名程度（先着順）
申し込み方法：NPO法人リハビリテーション医療推進機構 CRASEED のホームページをご覧ください。
<http://craseed.sakura.ne.jp/>